

学校における宗教教育の取扱い——日本の経験

齊藤 泰雄

(国立教育政策研究所名誉所員)

はじめに

先進国、開発途上国を問わず、教育と宗教との関係、公教育における宗教教育の位置づけ、学校教育における宗教の取扱いのあり方は、それぞれの国の歴史や伝統を色こく反映するものであり、各国の教育制度の特色をきわだたせる要因のひとつとなっている(江原、2003年)。わが国の状況はどうか。1947年に制定された旧教育基本法は、憲法の規定する信教の自由と政教分離の原則をうけて、第九条(宗教教育)において、①宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。②国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない、と定めている。いわゆる教育の宗教的中立性原則のもとに、学則で特定の宗派教育の実施を明記している私立学校を除いて国公立学校での宗派教育を禁じている。しかし、第一項に示されたように宗教に関する何らかの教育を行うことは認められ、尊重されねばならないとしている。

わが国において、宗教教育が議論される際には、宗教教育の定義は、狭義には特定の宗派への信仰を育む「宗派教育」をさすが、広義には、宗教に関する一般的な知識や教養を意味する「宗教知識教育」、さらには、この両者の中間に位置づけられる「宗教的情操教育」を含むものとされている。最後のものは、特定の宗教に限定されない宗教的情操を養う教育とされており、「生命の根源すなわち聖なるものにたいする畏敬の

念」などと表現され、広い意味での宗教心の涵養を意味している(藤原、2011年 viii - ix頁)。少なくとも第二次世界大戦以降の日本においては、国公立学校では、宗派教育が実施されてこなかったことは当然であるが、宗教的情操教育に関しても、その賛否、さらには特定の宗派から離れた抽象的な宗教的情操教育はあり得ないとする主張をめぐって論議が続いてきた。また、主に社会科学などの教科を通じて提供される宗教的知識・教養の教育さえも事実上等閑視されてきたことも否定しえない。「公立学校の教育において宗教は一種のタブーである」(下村、1996年、2頁)、「宗教教育の軽視ないし無視の風」(杉原他、2004年、7頁)という認識や主張も広く見られる。本論は、宗教教育をめぐるわが国の今日の状況をもたらした要因、背景をさぐるために、19世紀後半における近代的学校制度の導入から第二次世界大戦終了時にいたる時期における教育と宗教の関係をめぐる歴史的経験を分析するとともに、それが戦後にまで及ぼした影響について考察することを目的とする。

1. 伝統的教育の世俗的性格

教育と宗教との関係という視点から、日本の近代以前の教育伝統を見るなら、そこでの教育においては宗教教育的な要素が希薄であり、全体として世俗的な性格が強いものであったということができよう。16世紀半ばに来日したイエズス会宣教師たちによって伝えられたキリスト教は、一時期かなりの普及をみせ、京都やキリシタン大名

の領地には、コレジオ、セミナリオ等の宗教系学校も設立されていた。しかし、やがて日本の政治的支配層は、キリスト教を自らの統治体制に対する脅威とみなし、それを弾圧することに転じた。江戸時代は、鎖国体制をとり、外交・貿易関係を厳しく制限したこともあり、日本社会に対するキリスト教の影響は約 250 年間にわたってほぼ遮断されることとなった。

江戸時代には、武士階層のみならず庶民層にもかなりの教育の普及がみられたが、仏教寺院や神社のような宗教組織が武士や庶民を対象として独自の教育機関を持つことはなかった。幕府は、直轄の最高学府として昌平坂学問所を設置し、幕臣子弟（男子のみ）の教育・学問振興をはかる。江戸時代後期になると、各藩もあいついで藩校を設置して武士子弟の文武の教育を奨励する。そこでの教育は、基本的に統治者身分にふさわしい教養や道徳を身につけさせることを主眼とし、儒教を中心とした中国の古典（四書・五経等）の学習がおこなわれた。昌平坂学問所は湯島聖堂とも呼ばれたように孔子を聖人として祀るとはいえ、宗教的性格はうすく、その学問体系は、哲学思想・政治倫理＝儒学として扱われた。庶民を対象とした寺子屋（手習塾）での教育は、その名称の由来はともかく、その性格は世俗的・実用的なものであり、読み書き、そろばん、実践的教訓などを提供するものであった。

寺子屋よりも高度な専門教育を提供する教育機関として学問塾（私塾）も出現した。漢学塾がもっとも多かったが、国学、洋学、医学塾と多様であった。なかには、本居宣長の国学塾（鈴屋）のように日本古典の文献学的研究を通じて、古神道精神の復活を試みるものもあったが、それはあくまで学問的営為であり、宗教的实践とは異なるものであった。いっぽう、庶民の間では、江戸時代中期に石田梅岩によって提唱された

石門心学が普及をみせていた。これは、儒教、仏教、神道の教えを融合させて、平易な道徳的实践を説く教育運動であった。町人や農民に幅広く支持された石門心学は、一種の社会教育といえようが、それは宗教的要素をたぶんに含むとはいえ、狭義の宗教教育とは一線を画するものであった。

2. 近代的学校制度の導入と宗教教育

(1) 明治前期の学校教育と宗教系学校

明治維新は、徳川幕府を打倒するだけでなく、廃藩置県により中央集権制を確立し、また、士農工商の封建的身分制度を廃して近代的国民国家の建設をめざす画期的な事業であった。教育の分野でも、ここにはじめて、西欧諸国をモデルに、中央政府が主導し、全国一律の規範の下に国家的規模で教育を提供する近代的教育制度を樹立する構想が出現する。政府が制定した 1872（明治 5）年の「学制」は、その最初の試みであった。小学校教育の内容としては、主として米国の小学校をモデルにし、そこで教えられている各教科がそのまま採り入れられた。当時米国ではすでに政教分離がすすめられており、公立学校における宗教教育は行われてはいなかった。学制に規定された教育内容にも、宗教との関連を想起させるような教科は見られなかった。

一方で、明治維新は、天皇による王政復古を標榜するものであった。天皇統治の思想的基盤を強固なものとするために、新政府は、天皇家の信奉してきた宗教である神道を再編成して国教化し、国家神道によって国民の精神的統合をはかる構想を打ち出した。1868 年、神仏分離令を発して、江戸時代まで事実上習合状態にあった神道と仏教を明確に分離し、神道を優遇する政策を打ち出す。一部の地域では、仏教を激しく攻撃する「廃仏毀釈」運動まで発生した。国家神道は、政治的元首である天皇が最高

祭司として国家と国民の安寧と繁栄を祈って祖神を祀るという形式をとり、天皇と祖神の崇拜、祭政一致の神話的皇国思想の普及、天皇の地位の神格化がその教義の中核となる。皇室の祖先とされる天照大神を祀る伊勢神宮を本宗として、その下に全国の神社を階層的に再編成し、全神社を政府の直接的支配下においていった。また、1873年には、旧来の宮中祭祀における大祭を基盤に国家祝祭日（元始祭、先帝祭、紀元節、神武天皇祭、神嘗祭、天長節、新嘗祭、春季皇霊祭、秋季皇霊祭等）を定め、国家神道の思惟と行事の国民生活への浸透をはかっていった。また、復古的な皇国思想は、天皇側近で侍講を務めた儒学者元田永孚などの思想的影響により、仁義忠孝などの伝統的儒教倫理との結びつきを深めてゆくことになる。

1870年には大教宣布の詔を出し、神道と皇国思想を中心にして国民を教化する運動を開始した。政府の行政組織である太政官には、1871年に、文部省と並んで神祇省（後に教部省に改称）が設置され、全国の神官や僧侶を教導職として動員して新しい教化運動を推進しようとした。教導職は、その基本方針とされた「三条の教則」（敬神愛国、天理人道、皇上奉戴）に従って国民を教化するとされた。しかし、この運動は、あまり成功をおさめず、短時間で停滞をみせることになる。運動をめぐって神官と僧侶の対立が発生したり、さらには、岩倉欧米使節団として欧米諸国を歴訪し、近代国家の政教分離の実情を見聞してきた大久保利通や木戸孝允らが帰国し、政府内保守派を牽制し、欧米化路線をよりいっそう強固に推進したことがその背景にあったといわれている（石田、1984年、28-30頁）。教部省も1877年には廃止された。明治初期の神道国教化、国家神道の作興普及の運動は、それがいわば成人を対象にした社会教育として推進され、また比較的短期間で挫折したこ

ともあり、文部省が所管し推進する西欧化志向の学校教育に直接影響をおよぼすまでにはいたらなかった。

教育と宗教の関係は、開国にともない幕末から明治期初期にキリスト教布教をめざす宣教師たちが来日し、キリスト教主義学校、いわゆるミッション・スクールを開設することによってはじめて意識されるようになる。1870年、東京築地の居留地に開設されたA六番女学校を前身とする女子学院と、横浜にM.E. キダーが創立した女学校から発展したフェリス女学院が、日本初のキリスト教系教育施設であった。これらは、いずれも当初宣教師の家塾という程度であったが、しだいに学校として体裁を整えてゆく。この後、1887（明治20）年頃までに、横浜共立学園、立教学院、青山学院女子部、東洋英和女学院、宮城学院などプロテスタント系の宗教系学校三十数校が次々と開設されている。

一方カトリックは、当初孤児院などの社会慈善事業に力点をおいていたため学校の創設は比較的遅く、数も少ないが、1881年のシャルトル聖パウロ修道会女の女学校（白百合学園の前身）設立を皮切りに、大阪の信愛女学校、岡山の女学校（清心女子校の前身）、高等仏和女学校（雙葉学園の前身）などが創立される。

日本の公立学校が未整備な段階であり、また欧化思想が盛んであった明治初期には、これらのミッション学校、特に、外国語・外国文学、ピアノやバイオリンの洋楽器演奏、ダンス、唱歌等を中心としたハイカラな女学校は羨望とあこがれの対象となり、良家の子女の人気を集めた（佐藤、2006年）。いまだ日本人による近代的女子教育機関が登場していなかった当時、これらのミッション・スクールが果たした役割は非常に大きかった。

女学校とならんで、同志社（1875年）、明治学院（1886年）、立教学院（1874年）、

東京英和学校（＝青山学院 1883年）、関西学院（1889年）などキリスト教系男子校も設立される。これらの学校は、しだいに設備を拡充し、教育水準を向上させることで、正規の小学校・中学校としての認可を受けるようになる。認可を得た学校は、各学校令に従って法規に定められた学科課程に準拠して教育を行ったが、課程外で聖書講義等の宗教教育および礼拝を行うことによって設立の使命を果たしていた。

一方、明治初期の神仏分離令、廃仏毀釈運動によってダメージを受けた仏教勢力は、神道仏教相携えてキリスト教に対抗することを唱導して教勢の回復を図っていた。その一貫として自派の僧侶養成機関として大学林を設立した。これらの学林は、中学校令の制定などともない、しだいに一般子弟の入学を認め、私立中学校に転換し、名称も学林から中学校に改めるものも出てきた。真言京都中学、真言宗東京中学、曹洞宗中学林、浄土宗第一教校、天台宗尋常中学林等である。これらの仏教系学校は、キリスト教系学校と比べて人気や教育水準の点で見劣りするものであった。神道系は、宮内省所管の官立学校として、神宮皇学館を設立していたが、小・中学校レベルでは独自の学校を持つことはなかった。

1870年代末期になると、教育をめぐるイデオロギーにも変化が現れはじめる。維新以来の西欧化路線にたいする反動として、元田永孚など保守的な宮廷官僚らを中心として、教育政策の転換を図ろうとする動きが出現してくる。彼らは、西洋化による風紀の紊乱（自由民権運動の台頭）を指摘し、伝統的な儒教をベースにした道德教育の復活を主張するようになる。この時期の特色は、先に紹介した大教宣布の国民教化運動が挫折したことの経験を踏まえ、その対象を学校教育そのものへと向けたことであった。こうした方向性にそって、1879年、明治天皇から文部卿にたいして「教学聖旨」

が下される。そこには、教育の基本的方針として、仁義・忠孝・愛国心などの儒教倫理を強調することが示されていた。明治政府の内部でも、西洋化志向の啓蒙主義的な教育政策を展開しようとするプラグマティストの官僚たち（伊藤博文、井上毅）と、保守的な宮廷官僚（元田永孚）との間で、教育の基本方針、とりわけ道德教育をめぐる徳育論争が生じてくる。1880年の改正教育令では、「学制」時代はほとんど注目されることがなかった「修身」を重要な教科と位置づけた。

（2）大日本帝国憲法の制定と教育勅語の渙発

1880年代にはいると、政府は、自由民権運動対策として公約した1890年までの民選議会の開設、憲法制定に向けて国の統治機構の再編に本格的に取り組みはじめる。1885年、復古的な太政官制度にかわって内閣制度が導入され、伊藤博文が初代総理大臣に任命される。これに先だち、伊藤は、憲法調査のために渡欧し、プロイセン憲法をモデルにして立憲君主制を基盤とする大日本帝国憲法制定の準備をととのえた。

1889（明治22）年に公布された憲法は、「第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」、「第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」と定めて、天皇を国家元首として天皇大権を明記するとともに、万世一系の皇統や天皇の神聖不可侵性を強調する国家神道的色彩を帯びるものであった。また、憲法は、第二十八条において、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ゲズ、及臣民タルノ義務ニ背カザル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と条件つきながら、国民の信教の自由を保障した。これは一見、政府が、神道の国教化、国家神道による国民の精神的統合の方針を放棄したようにも見えるが必ずしもそうではなかった。宗教学者の村上重良によれば、政府は、祭祀と宗教の分離という見解をもち

だし、国家神道は天皇が最高祭司者として祖神を祀る非宗教、超宗教の国家祭祀であるとしたのである。国家神道は、仏教、キリスト教、そして教派神道（民間信仰として宗教的性格を残した神道の教派、13教派が宗教として公認された）のような各宗教の上位に君臨する特別の地位を与えられたのである（村上、1970年、119頁）。換言するなら、国家神道は、非宗教、超宗教として別格のものとしてされたのであり、大日本帝国憲法下における信教の自由は、国家神道の枠内においてそれと抵触しない範囲で容認されるにすぎないものであった。

憲法発布の翌年1890年、教育勅語が出された。勅語は、1880年代を通じて行われてきた徳育論争に決着をつけ、宮廷官僚の元田永孚らの主張してきた忠孝道徳を教育の根本方針と定めるものであった。ここには、時の総理大臣山県有朋の存在があった。開催された第一回帝国議会において自由民権派による政府攻撃に苦慮し、また、朝鮮半島情勢をめぐって中国との戦争気運が高まるなか、山県は、天皇の権威をもって国民の精神的統合をはかる必要のある事を痛感していた。山県は、かつて自ら陸軍卿であった時、軍隊組織の近代化を図るとともに、天皇に「軍人勅諭」の下賜を奏請し、これによって軍人の精神的支柱としたという経験を有していた。教育の分野でも、先に初代文相森有礼によって制定された近代的教育制度に、精神的支柱を与えるものとして、軍人勅諭に相当する教育勅語が必要だと考えたのである（武田、1964年、40頁）。教育勅語は、勅令や法律のような法規ではなく、天皇自らが自己の教育哲学を披瀝し、臣民たる国民に直接語りかけ、それを教育の根本方針として遵守するよう指示する勅語（天皇のお言葉）という形式をとった。政府きっての名文家として知られた法制局長官井上毅が山県や元田の意を汲みながら、その草案の作成、文言の修文に尽力したこ

とが知られている。1890年10月30日、教育勅語は、山県首相とともに参内した芳川顕正文相に下賜された。勅語は、法的拘束力を持つものではないが、それ以上の重みをもつ最高規範として教育界に甚大な影響をおよぼすことになる。

教育勅語は、次のような構成と内容を持つものであった。まず「我が皇祖祖宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」から始まる第一段において、天皇の祖先である皇祖祖宗が建国を行い、道徳を樹立したのであり、臣民はこれまで心をひとつにして忠孝の道徳を守り、世代を超えてその美徳を実践してきた。これこそがわが国のかたちの真髓（国体の精華）をなすものであり、教育の根源もまたここに存すると述べる。第二段では、親孝行、兄弟愛、夫婦相和、友情、謙虚節制、博愛、学問技芸の修得、公益や社会のための努力、憲法や法律の遵守、そして最後に「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という軍事的奉仕によって皇室の命運を支えるという全部で十二項目の徳目を掲げ、これを実践することが臣民の道であり、祖先の教えにも合致するものであると説く。第三段では、このような道徳を履行することは、皇祖祖宗の遺された教訓であり、天皇自らも臣民とともに遵守しなければならない。それらは、時代をこえ、また国内外において普遍的に妥当する道理であるのであり、天皇自身がこのことを深く心にとどめ、すべての者がその美徳において一体となることを希求する、としてこれを締めくくる。

教育勅語の発布は、とりわけ、小学校教育とそれと密接な関係にある師範教育に大きな影響を与えていった。修身教科書は、勅語に示された十二項目の徳目を内容とするものに全面的に書き改められる。歴史（日本歴史）においても、皇国史観にたち建国神話をふくめて歴代天皇の功業を列記する

ような記述方式にあらためられた。芳川文相は、帝国大学文科大学教授井上哲次郎に対して、教育勅語の内容を一般向けに詳細に注解する解説書『勅語衍義（えんぎ）』の執筆を委嘱し、1891年にそれを刊行した。井上は、天皇を父母、臣民を子になぞらえる家族的國家像、あるいは、天皇を心意、臣民をその意のままに動く手足になぞらえるなどして、勅語の趣旨を權威づけながら解説した。『勅語衍義』は、その後長らく、文部省検定済みの教科書として、師範学校、中学校の修身教科書として使用された（山本、2014年、153-154頁）。

また芳川文相は、勅語の謄本を全国の公私立学校に頒布するとともに、各学校において、適宜、勅語の奉読を行い、その趣旨に基づいて児童生徒に訓戒を与えるよう訓示を発した。各学校には、勅語の謄本とあわせて、御真影（天皇と皇后の肖像写真）も頒布された。翌1891年6月、文部省は「小学校祝日大祭日儀式規定」を制定して、勅語奉読を儀式として組織化、体系化し、学校行事として開催するよう定めた。規定によれば、「紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭、新嘗祭ノ日ニ於テハ学校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ左ノ儀式ヲ行ウヘシ」とされた。その開催要項も、「両陛下ノ御影ニ対シ奉リ最敬礼」、「両陛下ノ万歳ヲ奉祝」、「教育ニ関スル勅語ヲ奉読」、「勅語ニ基キ聖意ノ在ル所ノ晦告ヲナシ」、「其祝日大祭日ニ相応スル唱歌（君が代など）ヲ合唱スル」とその形式・手順を詳しく定めた。また市町村長その他の学事関連吏員の学校儀式への参列の奨励、生徒の父母親戚その他の住民の参観を許可するなど、地域社会をも巻きこんだ勅語奉読式の挙行を指示していた。奉読式は、年間学校行事として組み込まれ、毎年かなりの頻度で舉行されることになる。そしてそれは、しだいに宗教的儀式にも似た厳粛なものとなされていった。

教育勅語とその奉読式の宗教的性格につ

いて、研究者のなかには次のように記述するものもある。

「國家神道とは、神話的皇國思想を教理とする國家宗教と理解してよいと思うが、教育勅語はその教典として学校教育の中に根を下ろしてしまったのである。教育勅語の奉読は、じっさいには宗教行事であり、教育勅語を教えることは、教理を説くことになった。-----奉読される教育勅語の内容と、式の莊重さからみて、その式が宗教行事としての色彩をもっていたことは十分認められるのではなからうか」（牧野、1969年、41頁）。

「三大節の學校儀式は、宗教的莊嚴さを漂わせた、いわば天皇教の儀式であった。西洋の軍服姿の御真影の拝礼、グレゴリオ聖歌ばりの抑揚の効いた教育勅語の奉読、黒の礼服に白の手袋。しかし、何といたっても庄卷は、村人がかつて耳にしたことのなかったオルガンによる莊嚴な響きともに奏せられた「君が代」であつたらう。それは異風の音色であり、それだけに嚴肅な雰囲気醸し出し、不思議な魔力を發揮した。-----以降、御真影を御神体に、教育勅語を祝詞に、オルガン奏樂の「君が代」を賛美歌にした天皇教の儀式が民衆に浸透してゆく。そして、御神体を祀る神殿として奉安殿が学校内森嚴なる箇所へ建立されていくことになる」（高橋、1999年、138-139頁）。

高橋は、ここで「天皇教」という用語まで使用している。勅語奉読の間、参加者たちは頭をたれ最敬礼の姿勢でそれを謹聴したのである。教育勅語の謄本と御真影は、学校内に設置された奉安殿に安置され、その盗難、焼失、紛失等を対して校長、教員等は厳しい譴責を受けた。教員が学校に宿直するという慣例も勅語・御真影の奉護を契機に生まれたといわれている。また自ら

の命を顧みず勅語と御真影を火災等から守った教職員の行為が美談として報じられた。

3. 学校における宗教教育の禁止訓令とその影響

1880年代後半、鹿鳴館外交に象徴されるような極端な欧化熱への反動として国家主義・国粋主義の思潮が急速に高まるにつれて、キリスト教に対する風当たりもしいに強いものとなっていった。仏教関係者からは『耶蘇教国害論』、『耶蘇教之無道理』などの反キリスト教を標榜する書物も刊行されていた。前述のように、一時隆盛を見せていたキリスト教主義私立学校もしいに学生数の確保に悩まされるようになっていった。1889年2月11日、帝国憲法が公布されたその日の早朝、従前からキリスト教徒であるとの嫌疑をもたれていた初代文部大臣森有礼が、伊勢神宮訪問の際に不敬行為を働いたということをも理由に、右翼青年に暗殺される事件が起きる。森有礼暗殺事件後、ミッション・スクールは投石などの攻撃をうけ多数の転学者を出したという(佐藤、2002年、149頁)。教育勅語の発布は、キリスト教主義学校にさらに苦境に立たせることになった。

勅語発布の翌年、内村鑑三の不敬事件が起こる。それは、第一高等中学校での勅語奉読式の際、同校英語講師であり、キリスト教徒であった内村鑑三が、勅語への最敬礼に躊躇するしぐさをしたことが学生等の反発を呼び、不敬の行為であると批判された事件であった。内村は弁明するものの講師辞任を迫られた。先に紹介した『勅語衍義』の著者の井上哲次郎は、翌1892年、この内村事件や地方の学校でいくつか発生したキリスト教徒の勅語への「不敬」を取り上げ、『教育と宗教の衝突』と題する本を出版した。それは、キリスト教教義は、教育

勅語の理念と矛盾するとして批判するものであり、これを契機に、キリスト教学校関係者との間で「教育と宗教の衝突」論争をまきおこした。

武田清子の分析によれば、井上のキリスト教批判の論点は次のようなものであった。第一は、キリスト教は非国家主義的だということ。教育勅語は国家主義であり、かつ、忠孝主義であるが、キリスト教は世界主義であって、国家主義ではないという立場からの批判である。「耶蘇教は甚だ国家的精神に乏しく、畜に国家的精神乏しき而已ならず、又国家精神に反するものあり。為めに勅語の国家的主義と相容れざるに至るは甚到底免れ難き所なり」という。第二は、キリスト教は忠孝を重んじない平等主義であるとする。神の前でのすべての人間の平等を説き、身分差や男尊女卑さえも否定するものであると主張する。第三は、キリスト教は未来を重んじて現在を賤しむもの、未来に救いを求めるものと理解して、その超現実的・超世俗的要素を批判した。最後の批判点は、キリスト教の愛に関するものであり、キリスト教の博愛は墨子の兼愛のように無差別的愛であり忠孝の道をさまたげる危険なものであると主張した。井上にとっては、彼が主唱する日本国民の徳義の二本柱としての忠君と愛国、これを支える倫理のみが必要なのであって、忠君愛国を危うくすると思えるものは徹底的に排除しようとしたのである(武田、1964年、61-63頁)。

こうした風潮のなか、政府が、キリスト教対策を意識して、教育と宗教の分離、学校における宗教教育の禁止を定める措置に踏みきるのはいくつかの数年後のことであった。その直接的な契機となったのは、いわゆる「内地雑居問題」といわれるものであった。明治新政府の懸案であった不平等条約改正のための外交交渉がようやく実を結び、治外法権(領事裁判権)が撤廃され、1899

年7月から実施されるはこびとなった。これにより、東京築地、横浜、神戸、長崎、函館等に設けられていた居留地の外でも外国人が居住し、活動を行うことが可能となる。これが内地雑居と呼ばれ、当時の政府や社会はこれが日本人に与える影響力を懸念し、その対応策が議論された。とりわけ、政府は、キリスト教の影響が直接的に日本人庶民におよぶことを強く警戒した。教育の面では、外国人が居留地の外に学校（特に宗教系学校）を設置・経営するケースが出てくることを予測し、その対策が議論された。外国人による学校設立の可否を検討する中で、私立学校全体を包括して規定する「私立学校令」を制定するという構想が浮上するのである。

1899年8月に制定されたわが国で最初の私立学校令は、内地雑居、外国人学校設立問題が契機となった事情もあり、全体的に統制的色彩の強いものとなった。「法律命令ノ規程ニ背キタルトキ」、「安寧秩序ヲ紊乱シ又ハ風俗を壊乱スルノ虞レアリト認ムルトキ」、「教育上有害ト認ムルトキ」は、私立学校の認可を取り消すとした（第五条）。また文部大臣は教育上弊害があると認めた教科書を私立学校が使用することを禁止してきた。私立学校令の文部省原案の段階ではさらに、「学校ニ於テハ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ得ス」、「私立学校ニ於テハ政治ニ関スル時事ヲ講談論議スルコトヲ得ス」という宗教教育と政治教育を禁止する条文も用意されていた。条文審議の過程で、政府勅令（私立学校令）で宗教教育禁止を規定することは問題があるとする議論や、外国公使等を通してキリスト教関係者からの抗議もあったため、最終的に、この宗教教育条項は、私立学校令からは削除し、別途、下位の文部省訓令として規定することで決着を見た。政治教育禁止も条文からは削除された。こうして、私立学校令を公布するのにあわせて同日、

文部省訓令第十二号「一般ノ教育ヲシテ宗教外ニ特立セシムルノ件」が発令された。

訓令は、「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要トス依テ官公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規程アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ」というものであった。「学科課程ニ関シ法令ノ規程アル学校」とは、当時、小学校、中学校、高等女学校を指しており、これらの学校においては私立学校といえどもこの訓令に従わなければならなかった。当時はまだ専門学校令が公布されていなかったため、宗教教育が容認されるのは、実質的に私立の各種学校のみとされたのである。しかも、訓令では「課程外といえども」という用語が挿入されており、正規のカリキュラムの枠外の活動も含めて学校内でのあらゆる宗教教育・宗教儀式を禁止したのである。宗教教育禁止規定は、キリスト教主義学校のみならず、仏教系学校にも適用された。しかし、前述のように、国家神道は、祭祀であり宗教ではないというのが政府の公式見解であり、国家神道、それと密接に関係する教育勅語をベースにした修身教育や勅語奉読儀式は、宗教教育禁止の対象とされなかったことはいままでもない。村上によるなら、文部省は、「宗教ではないためまへの国家神道により教育を強行する反面、この官製宗教教育にとって無用でありときには有害ですらある一般の宗教教育を学校から締め出した」のである（村上、1970年、132頁）。

訓令を受けて、キリスト教学校関係者は、訓令の適用除外、施行延期等を要望して文部省に働きかけるが、望むような成果をあげることができなかった。ここに至って、これらの学校は、(1) 布教という建学の精神を棄て普通の学校として存続を図るか、(2) 認可を返上して各種学校となって宗教教育を堅持するか、(3) いっそ廃校を選ぶ

か、いずれかの道を選択することを強いられた。正規の学校が各種学校になれば、上級学校への進学資格、さらには中等教育レベルの男子校に与えられていた徴兵猶予の特典を失うことになった。ちなみに仏教系の学校では、政府の反キリスト教的政策を支持していたこともあり、宗教教育禁止訓令に対する反対はほとんど見られなかった。

同じキリスト教系の私立学校でも、その対応には各学校での違いが見られた。明治学院、青山学院、同志社、東北学院等では、正規の中学校たる資格を放棄し、聖書教授や礼拝等を行う道を選んだ。しかし当然のことながら各種学校に転じたこれらの学校では、生徒数が激減し、学校経営は危機に瀕した。一方、立教学院は、宗教教育を行わないこととして立教中学校として存続することを選ぶ。ただし、立教では、巧みな交渉により、学校とは別物とされた寄宿舎内において宗教活動を継続することを認められた。麻布中学校は、宗教教育を完全に停止し、中学校として存続することを選ぶ。

一方、キリスト教主義学校の主流をなしていた女子中等教育への影響は男子校と比べてそれほど大きなものでなかったといわれている。石田の研究によれば、その理由は次のように説明されている。高等女学校も各種学校になることによって進学資格を失いはしたが、キリスト教主義の高等女学校は既にその地方の名門として名がとおっており、強固な地盤を築いていたから、認可を返上して制度上の特典を失ってもそれによって存続が危ぶまれるというようなことは余りなかったという（石田、1961年、43頁）。フェリス女学院、青山女学院、東洋英和、神戸女学院など主だった女学校が各種学校にとどまった。

しかしながら、研究者たちによれば、訓令十二号を下したものの、文部省は次のような事情から訓令を厳格に適用できず、かなり弾力的な運用を行なうようになった

と指摘されている（石田、1961年、久木、1974年）。第一に、私立学校令（勅令）ではなく、文部省訓令という下位の規則となったこと。私立学校令には、違反者に対する処分規程もあったが訓令自体にはそれがなかった。仮に訓令に違反したとしても私立学校令によって処罰ができないという主張が存在していた。第二に、私立学校令に規定された「教育上有害なりと認められる場合」という条件がはたして宗教教育にあてはめることができるのか、有害ということまで証明できるのかという指摘もあった。第三には、宗教系私立小学校が多くあり、これに依存していた東京府では、廃校の道を選ぶものが多く出て、その児童を受け容れるための小学校の建設が間に合わないという事態が出現した。このため東京府自体が、訓令の弾力的運用を文部省に要望することになる。各種学校として存続させ、実質的にこれを正規の小学校として取り扱う。文部省も、キリスト教関係者との会見において、訓令第十二号は、教育と宗教の分離の原則を明記したものであり、キリスト教そのものを敵視、あるいは根絶することをめざしたものではないと表明せざるをえなかった。

キリスト教学校関係者の緩和措置要望の運動により、早くも翌1900年には、各種学校となったとなった旧中学校にも徴兵猶予の特典を回復した。また1903年の専門学校令公布以降は、高等学校や専門学校へ進学資格も回復することとなる。生徒数の減少にもやや歯止めがかかった。少し後には、学則等の改正を行って再び中学校としての資格を獲得することになった。こうして、宗教教育禁止訓令は、弾力的に運用されることになり、キリスト教系の私立学校も多くは廃止をまぬがれた。しかしながら、この訓令が宗教系学校に及ぼした影響は深刻なものであり、これ以降、「布教を目的としたキリスト教主義学校の特色は大きく後

退するにいたった」(日本近代教育百年史4、1974年、1071頁)といわれている。訓令第十二号そのものは撤回されることなく、その後も第二次世界大戦終了時まで効力をもちつづけた。

一方、初等・中等教育段階とは対照的に、高等教育(専門学校)レベルでは、教育と宗教の関係にあまり留意されることはなく、比較的寛容な傾向が見られたことは、わが国の高等教育政策の特色のひとつといえるかもしれない。私立学校令、訓令第十二号公布の四年後の1903年の専門学校令が制定された。これにより、官公私立の専門学校が、正式に高等教育機関として認可された。早稲田・慶應・明治・法政・専修・日本等の法政系専門学校、哲学館(東洋)・國學院等の文科系、日本女子大学校・女子英学塾(津田塾)等の女子専門学校、医学系の東京慈恵院医学専門学校など多彩な専門学校群が誕生した。専門学校は、「学科課程に関して法令の規程のある学校」すなわち、文部省がそれらの学科課程の基準や水準を規定する教育機関ではなかったため、宗教教育禁止訓令の対象外であった。このため、宗教系の教育機関も、専門学校の設立に積極的な姿勢を示した。同志社・青山学院・明治学院・東北学院等のキリスト教系学校も、相次いで専門学校を設立した。少し遅れるが1913年には、カトリック系の上智専門学校も設立される。また、仏教系も、日蓮宗(立正)・曹洞宗(駒沢)・浄土真宗(龍谷、大谷)、真言宗(高野山)等がそれぞれ宗派の専門学校を設立した。

女子のための宗教系の高等教育機関として注目される東京女子大学は次のような経緯で設立されたものであった。1910年、英国で「世界宣教大会」開催され、プロテスタント諸教派の間で教派を超えて世界宣教運動を推進することを決議する。そのために、東洋に最高学府の教育機関を設置する案が提出され、やがてそれは日本に大学(女

子大学)を建設する案となる。アメリカに大学設立促進委員会(日本人5人、外国人10人の設立代表者)設置され、構想の具体化がはかられた。その結果、キリスト教系の女学校に設置されていた専攻科(高等科)を一カ所に合同して新しい女子大学を設立することになる。こうして1918年、学長に新渡戸稲造、学監に安井てつを迎えて、東京女子大学(法制上は専門学校)が設立された。青山女学院、東洋英和、女子学院、フェリス学院等からの進学希望者などを迎え入れ、キリスト教主義に基づくリベラル・アーツ教育を開始した。

4. 軍国主義の台頭と宗教的情操の涵養の通達

「学制」制定によって開始された日本の近代的教育システム形成の事業は、学制五十周年を迎えた1922年ごろまでには、ほぼ完成の域に達していた。大正期の教育政策は、こうして確立された制度を大きく改編しようとするものではなく、むしろ新しい時代の動向に応じてそれを拡充補完するという性格が強いものであった。第一次世界大戦後の教育改革を策定するために1917年に、内閣総理大臣直属の諮問機関として「臨時教育会議」が設置される。第一回の総会において、寺内首相は、「教育ノ道多難ナリト雖国民教育ノ要ハ徳性ヲ涵養シ智識ヲ啓発シ身体ヲ強健ニシテ以テ護国ノ精神ニ富メル忠良ノ臣民ヲ育成スルコトニ在リ」と述べ、教育改革の基本的課題が、明治期を通じてほぼ確立された天皇制公教育をいっそう拡充整備することにあることを提示した。臨時教育会議は三年間にわたって審議を行い、この間、小学校教育、男子高等普通教育、大学教育および専門教育、師範教育、視学制度、女子教育、実業教育、通俗(社会)教育、学位制度等について順次答申を行った。宗教教育という観点からみるなら、

この臨時教育会議において、宗教教育が取り上げられ、議論されたという記録はほとんど見られない。この問題は、約20年前の私立学校令、訓令第十二号をめぐる議論と文部省によるその弾力的運用でほぼ決着がついており、あえて議論をむし返す必要もないという認識であったのであろうと推測される。

また、大正期には大正自由教育運動の出現をみた。J. デューイの教育思想が紹介されるなど、世界的な新教育運動が日本にも影響を及ぼすようになる。一部の師範学校付属小学校や新教育の理念に共鳴して相次いで設立された私立の成城小学校、自由学園、明星学園、玉川学園などでは児童中心主義や活動主義の教育が実践された。大正自由教育の唱道者のなかには、自己の宗教的信念を表明する者（澤柳政太郎や野村芳兵衛の仏教、小原國芳や羽仁もと子のキリスト教）もいたが、学校での教育それ自体としては、政府が定める学科課程に従うものであり、宗教教育的色彩を強く打ち出すものはみられなかった。

昭和の時代に入り、1930年代を迎えると、日本の教育政策は、急速に国家主義的な色彩を強める。関東大震災の後の昭和恐慌、1929年の世界恐慌の影響で経済は混乱する。社会主義思想や左翼政治組織の活動が広がりを見せ、政府はその抑止と弾圧を強化する。政党内閣への攻撃がはじまり、軍部によるクーデター、五・一五事件（1932年）や二・二六事件（1936年）も発生する。長らく学界の定説とされてきた美濃部達吉の「天皇機関説」の憲法学説が反国体的であると批判・排撃された。これを契機に軍部等からは、さらに国家神道に基づく国体思想・観念の強化徹底を求める「国体明徴」や「教学刷新」が提唱されてくる。文部省は1937年に建国神話や天孫降臨の神勅に基づいて皇国の道を説く国民教化のため著作『国体の本義』を刊行して、こうした要望に応え

るとともに、それを全国の小学校から大学にまでくまなく配布した。1937年に日中戦争が始まると、軍国主義的教育、超国家主義的教育は、ますます強化されることになる。

1925年には「陸軍現役将校学校配属令」が公布され、中学校以上の学校での軍事教練が開始されていた。この時期には、この配属将校によるキリスト教系学校への介入という時代特有の事件も表面化した。1932年の上智大学神社参拝拒否事件、1935年の同志社神棚事件などである。前者は、上智大学予科への配属将校が予科生を引率して靖国神社を参拝しようとした際、学生数人がホフマン学長に相談したところ「カトリック信者としてそこへ行かない方がよい」と言われ、二、三人の学生が参拝しなかったことをめぐって発生した。これに対して陸軍省は、上智大学の教育は、「我が国体」に反するので、今後、教練のための現役将校を引き上げると文部省に通告する。これは卒業生の在営期間の短縮や幹部候補生受験資格の喪失を意味する。事態を重視した駐日ローマ教皇使節と東京大司教は、学生たちが神社や招魂社に参拝することは愛国心に基づくものであり、国家神道という特定の宗派の信仰を明白に表現するものではないことが文部大臣によって明言されるならば、信者生徒の神社参拝も可能になると文部省に表明する。上智大学も教育課程を改訂する実施要項を陸軍省に提出する。修身をはじめとする国体思想に関係する科目や講座が外国人教師から日本人教師に交替される。そして教練将校の配属が再開される（久保、2006年、17-19頁）。後者は、同志社大学系列の同志社高等商業学校の武道場改築の際、新島襄の肖像を掲げる方針であった正面に、一部の学生が学校側に無断で神棚を安置してしまったことから発生した。校長自ら建学精神を説いて学生を説得した結果、神棚は撤去されるにいたるが、同校

への配属将校が同志社当局の国体精神を問題視してこの問題に介入する。教練将校引き上げの恫喝により、総長と理事会は神棚を掲げることを決議する。これを機に、同志社は、私立大学ではわが国でははじめて、宮内庁に対して御真影の拝載の申請をし、全学をあげて御真影御開帳の儀式を行った。同様な配属将校による大学教育への圧力・介入は、立教大学でも生じ、1936年、チャペル聖壇の下段で教育勅語を奉読したのは不敬であると非難され学長が辞任する(同上、20-21頁)。

反面、こうした時代風潮は、国民教化のために道德教育をいっそう重視すべきという主張を強めることになったばかりか、その徹底を期するためには宗教的情操の涵養が必要であるという議論をも生み出した。文部省は、1935年、地方長官あてに「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」を題する文部次官通達を出した。訓令第十二号以来36年ぶりの宗教教育に関連する通達であった。この通達の趣旨は、「学校ニ於テ宗教教育ヲ施スコトハ之ヲ絶対ニ許サザルモ人格ノ陶冶ニ資スル為学校教育ヲ通ジテ宗教的情操ノ涵養ヲ図ルハ極メテ必要ナリ(但シ学校教育ハ固ヨリ教育勅語ヲ中心ニシテ行ハルベキモノナルガ故ニ之ト矛盾スル内容及方法ヲ以テスルガ如キコトアルベカラズ)」というものであった。宗教教育と宗教的情操の涵養は別物であるという論理構成である。訓令第十二号との整合性をはかりながら、政府自ら、宗教的情操の涵養という新しい言葉とともに、教育勅語発布以来、政府が進めてきた宗教的イデオロギー教育を正当化し、それを戦時体制に向けた国民教化のために、さらに積極的に活用、動員することを意図したものと見えよう。通達は、修身・公民科・哲学・国史・その他の教科においても「一層宗教的方面ニ留意スベシ」とするだけでなく、宗教に関する参考図書を備え生徒の修養に資する、追弔会・

理科祭・遠足・旅行に際してこれを利用して宗教的情操を涵養する、高德なる宗教家等の修養談を聞かせる、学校内外の教員・生徒の宗教に関する研究や修養の機関に対して適当な指導を加えて寛容の態度を保持させる、といった具体的措置まで例示している。

やがてまもなく、日本は現人神(あらひとがみ)たる天皇を奉戴する神の国、八紘一宇の精神による世界新秩序の形成、御稜威(みいつ)を世界に及ぼすための聖戦の完遂、御国のために死んで靖国神社へ、といった極端な宗教的イデオロギーが戦時下の日本を覆い尽くすこととなる。

5. 終戦直後の宗教教育論議

日本の敗戦、連合国軍総司令部(GHQ)による日本占領は、宗教教育をめぐる状況を一変させた。1945年9月15日、戦後最初に就任した文部大臣前田多門は「新日本建設ノ教育方針」を発表し、今後は文化国家・道義国家の建設を教育の基本指針とすることを宣言するとともに「国民ノ宗教的情操ヲ涵養シ敬虔ナル信仰心ヲ啓発シ、神仏ヲ崇メ独リヲ慎ムノ精神ヲ体得セシメテ道義新日本ノ建設ニ資スル」と述べ、軍国的思想や施策を払拭したうえで宗教的情操教育の意義を強調していた。キリスト教信者であり、国際経験も豊かだった前田の宗教教育への思いをほうふつさせるものであった。終戦からわずか二カ月後、1945年10月15日、文部省は、訓令第八号を発して、1899年の宗教教育禁止訓令を修正して、私立学校における課程外での宗教教育、宗教上の儀式を行うことを容認する。ただし、ここでは、①生徒の信教の自由を妨害しないような方法による、②特定の宗派教派の教育を施したり儀式を行う旨を学則に明示する、③実施に当たって、生徒の心身に著しい負担をかけないよう留意する、を宗教

教育実施の付帯条件とした。

しかしながら、同時に、「益々国体ノ護持ニ務ムル」ことを宣言した文部省の方針に対してGHQ当局は不審の念を強め、1945年10月から12月にかけて教育に関する四大指令を発して占領教育政策の方針を日本政府に提示した。それは、(1)教育から軍国主義と極端な国家主義的思想の排除、(2)職業軍人、軍国主義者、極端な国家主義者の罷免、(3)政府による国家神道の保護等の禁止、国公立学校における神道の教育・行事の禁止、(4)修身、日本歴史、地理の授業の停止、を命ずるものであった。第三の神道指令と呼ばれるものは、国家神道を廃止するために、神社神道に対する国家・官吏の特別な保護・監督の停止、公的財政援助の停止、官公立の神職養成機関の廃止、官公立学校に神道的教育の廃止、教科書から神道的教材の削除、学校から神棚等の除去を命じた。ここには、勅語奉読式の停止、勅語と御真影を安置した奉安殿の撤去も含まれていた。

終戦の翌年1946年の年頭には、いわゆる天皇の神格否定＝人間宣言の詔書が出された。それは「朕ト汝等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニヨリ結バレ、単ナル神話ト伝統トニヨリテ生ゼルモノニアラズ。天皇ヲ以テ現御神（あきつかみ）トシ、カツ日本国民ヲモッテ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、ヒイテ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ、架空ナル観念ニ基ツクモノニモ非ズ」と述べ、天皇自らが、国家神道に基づく国体の観念を、「単なる神話と伝統」に基づいた「架空な観念」として、正式に否定したのである。

一方、先の前田文相のみならず、安倍能成、田中耕太郎など終戦直後に教育基本法の制定に関わった文相や教育関係者たちの間では、「宗教心に基づく敬虔な情操の涵養は平和的文化的な民主国家の建設に欠くことのできない精神的基盤のひとつであり、殊に

人間性の重要な一面たる宗教的欲求を正しく啓培することは、教育本来の使命に副うことにもなる」（1948年7月の教育刷新委員会の建議）という宗教心や宗教的情操涵養の意義を認める認識はかなり広範に共有されていた。終戦一周年にあたる1946年8月15日には、帝国議会衆議院で、「戦争は罪悪であるという信念をもって-----宗教的情操の陶冶を尊重せしめ、以て、道義の昂揚と文化の向上を期さなければならない」とする「宗教的情操教育に関する決議」が採択されている。

1946年11月に、教育刷新委員会に提出された教育基本法要綱案においては、宗教教育に関して、「宗教的情操の涵養は、教育上これを重視しなければならない。但し官公立の学校は、特定の宗教的教育及び活動をしてはならない」という条文が示されていた。しかし、大崎や貝塚の研究によれば（杉原他、2004年、44頁、78-81頁）、この条文の審議の過程で、GHQの民間情報教育局（CIE）から修正要求がなされたという。宗教的情操教育の重視はゆきすぎであるとして、「宗教的情操の涵養」と「重視」という表現を取りやめるよう圧力がかったのである。大崎の指摘によれば、実はGHQの内部でも宗教教育をめぐる意見の相違がみられたという。すなわち、神道指令の政教分離の原則を厳格に捉え、国公立学校における宗教教育、宗教的活動を極力排除しようとする宗教課と、新設の社会科等の教科における宗教学習の意義を認め、政教分離の原則をより柔軟に理解しようとする教育課の意見の対立であった。結果は、宗教課の見解が優位に立つかたちで、GHQから日本側への条文修正要求がなされたのである。さらに、宗教教育をめぐるGHQ内部での論争は、1947年、戦後初めての作成された学習指導要領をめぐるも生じた。宗教課は、教育課の主導の下で文部省が作成した『学習指導要領 社会科編』における宗教

に関する記述は、占領目的を誤って理解し、政教分離を定めた憲法第二十条に違反していると主張し、学習指導要領の修正改訂を勧告したのである。GHQの宗教課と教育課、そして文部省を交えた協議は、数カ月間続いたという(杉原他、2004年、47-51頁)。

こうしたことを受けて、文部省は1948年7月、教科書局長通達「学習指導要領社会科編取扱について」を発して、学習指導要領の改訂版が出されるまでの臨時の措置として、神道指令に抵触するような学習指導をさけるための措置として次のような通達を出した。

1. 国公立学校が主催して神社、仏閣、教会を訪問することは指令に反するので禁止される。教師はそのような宗教上の施設、あるいは聖職者等を訪問しなければ、学習目的を十分に達しえないような学習問題を指示してはならない。
2. 児童生徒が個人的に神社、仏閣、教会を訪問することは指令に違反しない。
3. 国公立学校の校舎内で、学校の正規の時間内に神職、僧侶、牧師を招いて宗教上の問題に関して講話をきいたり討議の指導をさせることは指令に違反する。
4. 国公立学校においては、宗教上の祭典を見に行ったり、宗教上の事柄についてたずねるために、聖職者等を訪問することを学生、生徒、児童に要求してはならない。
5. 個々の生徒、児童に学習の時間に自己あるいは家族の宗教上の信仰や行事について話すことを要求することは、宗教の自由および良心の自由を侵害することになる。

このような詳細にわたる厳しい制限は、学校や教師による宗教的教育活動を萎縮させるものであり、教育基本法の宗教教育条項の第一項に掲げられた、「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位

は、教育上尊重されなければならない」という規定さえ事実上、空文化させるものであったといえよう。翌1949年10月、文部省は次官通達「社会科その他、初等および中等教育における宗教の取扱について」を出した。ここでは、修学旅行等の目的で学校が主催して、神社、寺院、教会その他の宗教施設を訪問することは一定の条件つきで許される。宗教に関する教材の選択において、必要な場合には、各種の宗教の教祖、慣行、制度、宗教団体の物的施設、厚生および教育活動、種々の宗教史上の事件に関する事実を含んで良い、というように、前年の通達による制限を一部緩和する措置をとる。しかしながら、全体としてみれば、宗教的教育に関して許されることと禁止さざることをいっそう詳細に規定した通達は、「これが出された当時は宗教教育や宗教的活動の禁止的側面が学校現場につよいインパクトを与えることとなり、いわゆる宗教的情操教育にブレーキをかけてしまったことは否めない」(杉原他、2004年、53頁)という。

占領が終了した1952年以降は、宗教教育に関しても見直しを求める声も聞かれたが、「学校教育では宗教に触れない方が安全だ」、文字通りの「触らぬ神に祟りなし」という空気がすでに形成されていた日本の教育界を大きく変えるにはいたらなかった。少し時代を経て、1966年、中央教育審議会は、別記答申「期待される人間像」を提出した。ここにおいては、再び、宗教的情操論が展開された。「すべての宗教的情操は、生命の根源に対する畏敬の念に由来する。-----このような生命の根源すなわち聖なるものに対する畏敬の念が真の宗教的情操であり、人間の尊厳と愛もそれに基づき、深い感謝の念もそこからわき、真の幸福もそれに基づく」として、「人間の力を超えたものに対する畏敬の念」を教育上重要なものとすることを提言した。この「期待される人間像」

をめぐっては、それを復古的道德教育の復活とみなす左翼陣営から強い反発を呼び、大きな論争を巻き起こすこととなった。

最近では、オウム真理教事件のように若者の宗教的無知や無垢がカルト教団につけ込まれる隙を生んだという議論があり宗教教育論が活発化する兆しもみえている。また、最近の教育基本法の改正をめぐる議論でも、宗教教育をめぐる論議が展開された。市川昭午によれば、宗教教育団体や改正推進派は、すでに学習指導要領レベルでは採用されている、「人間の力を超えたものに対する畏敬の念＝宗教的情操の涵養」の言葉を教育基本法に盛り込むことを要求し続けてきた。改正の論点は旧法第九条前段における教育上「尊重」を「重視」に変えうるか否か、後段に「宗教的情操の涵養」の文言を盛り込むかどうかであったという（市川、2009年、169-171頁）。法案作成過程では、宗教的情操は宗派の宗教的实践と不可分であるとする与党公明党の反対もあり、2006年12月に制定された新教育基本法の宗教教育条項（第十五条）では、第一項「宗教に関する寛容の態度及び宗教に関する一般的な教養並びに宗教の社会生活における地位は、教育において尊重されなければならない」として「宗教的情操の涵養」の採用は見送られ、代わりに「宗教に関する一般的な教養」という文言を追加することで決着をみた。

むすび

戦前期のわが国の教育は、濃厚な宗教的雰囲気に取り巻かれたものであった。明治新政府は、天皇による統治を正当化し、その体制の安定化をはかるために、天皇家の信仰してきた神道を再編成し、これを国家的な宗教、国家神道に仕立て上げ、それを国家統合のための精神的支柱とすることを模索した。皇祖皇宗の遺訓を遵守しながら臣民が忠孝の美德をつくしてきたことこそ

「国体の精華」であり、教育の根源もまたここにある、とする教育勅語はそうした思想を結実するものであった。教育勅語に示された徳目を内容とした修身教育、皇国史観に立つ歴史教育、学校行事に組み込まれ頻繁に開催された勅語奉読式などを通じて、きわめて宗教色の濃い教育が展開された。一方、憲法は、信教の自由を認め、教育と宗教の分離を宣言し、公立学校における宗教教育を禁止した。一見矛盾するようなこの状況を、政府は、国家神道は天皇が最高祭司として国家と国民の安寧と繁栄を祈って祖神を祀る祭祀であり、宗教ではないという公式見解で押しきった。教育勅語の理念に抵触するおそれのあるキリスト教主義学校は、一時、存続の瀬戸際まで追い込まれた。

終戦直後には、国家神道の否定とともに、特定の宗派教育とは切り離された形での、「宗教的情操の涵養」を重視しようとする議論が教育界に高まった。しかしながら、日本の占領統治をおこなったGHQは、政教分離の原則を厳格に運用することを要求し、宗教的教育に対してきわめて抑制的な態度をとった。宗教的情操の涵養という概念にも疑念を呈し、教育基本法の条文案の修正要求を行った。新設の社会科等における宗教に関する教育のあり方にまで介入を行った。いまだに占領統治下にあり、また、戦前における宗教教育の経験がトラウマともなっていた日本の教育界には、「宗教教育は一種のタブーである」、「学校では宗教にふれないほうが安全だ」という、宗教教育回避の雰囲気が広がっていった。宗教的情操の涵養の議論は、その後も時折浮上したが、宗教教育の振興が教育政策の中心的課題とされることはほとんどみられなかった。新教育基本法では、あらたに「宗教に関する一般的な教養」という文言が追加されたが、教員たちの宗教的知識や教養を深めるために大学の教員養成課程において宗教学を必

須科目とするなどの措置はみられていない。

参考・引用文献

- 石田加都雄（1961）「明治三十二年文部省訓令第十二号 宗教教育禁止の指令について」 清泉女子大学紀要第八号 41-69 頁
- 石田加都雄（1984）「明治以降宗教教育小史」『カトリック教育研究』創刊号 28-36 頁
- 市川昭午（2009）『教育基本法改正論史』教育開発研究所
- 馬田英雄（1969）『私学百年史』東出版
- 江原武一（2003）『世界の公教育と宗教』東信堂
- 久木幸男（1973、74、76）「訓令12号の思想と現実（1）（2）（3）」 横浜国立大学教育紀要 第13、14、16号
- 久保義三（2006）『新版昭和と教育史 天皇制と教育の史的展開』東信堂
- 国立教育研究所（1974）『近代日本教育百年史』国立教育研究所
- 佐藤八寿子（2002）「明治期ミッションスクールと不敬事件」 京都大学大学院教育学研究科紀要第48号 14-159 頁
- 佐藤八寿子（2006）『ミッション・スクール』中央公論新社
- 下村哲夫編（1996）『学校の中の宗教』時事通信社
- 杉原誠四郎・大崎素史・貝塚茂樹（2004）『日本の宗教教育と宗教文化』文化書房博文社
- 高橋敏（1999）『近代史の中の教育』岩波書店
- 武田清子（1964）『天皇制思想と教育』明治図書
- 橘木俊詔（2013）『宗教と学校』河出ブックス
- 田中彰（1976）『明治維新』（日本の歴史24）小学館
- 日本教育科学研究所編（1972）『近代日本の私学』有信堂
- 藤原聖子（2011）『教科書の中の宗教』岩波書店
- 牧野宇一郎（1969）『教育勅語の思想』明治図書
- 村上重良（1970）『国家神道』岩波書店
- 山本正身（2014）『日本教育史』慶応大学出版